

# 令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金 補助対象経費一覧

## ①機械装置等費

### 概要・注意事項

#### 販路開拓等のための新たな取組に必要な機械装置等の購入に要する経費

- 通常の事業活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象となりません。
- 契約期間が補助事業期間を越えるソフトウェア使用権を購入する場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみ補助対象となります。
- 1件あたり100万円（税込）超の機械装置等の購入をする場合、2社以上からの見積りが必要です。
- 中古品の購入は、下記の条件を満たした場合のみ、補助対象経費として認めます。
  - (ア)購入単価が50万円（税抜き）未満のものであること
    - ※単価が50万円（税抜き）以上の中古品を単価50万円（税抜き）未満になるように分割して購入する場合は、その中古品全体が補助対象外となります。
  - (イ)中古品の購入にあたっては2社以上の中古品販売事業者（個人からの購入や、オークション（インターネットオークションを含みます）による購入は不可）から同等品について見積（見積書、価格表等）を取得すること
    - ※中古品購入の場合は、購入金額に関わらず、すべて、2社以上からの見積りが必要です。
    - ※経営計画書に、これら複数の見積書を必ず添付してください。
- 中古品について、購入品の故障や不具合等により補助事業計画の取り組みへの使用ができなかった場合には、補助金の対象にできませんのでご注意ください。

### 対象となる○

- 高齢者向け椅子、ベビーチェア（高齢者・乳幼児連れ家族の集客力向上目的）
- ショーケース（衛生向上や省スペース化目的）
- 鍋、オーブン、冷凍冷蔵庫（生産販売拡大目的）
- 新たなサービス提供のための製造・試作機械（特殊印刷プリンター、3Dプリンター含む）
- 販路開拓等のための特定業務用ソフトウェア（精度の高い図面提案のための設計用3次元CADソフト、販促活動実施に役立つ顧客管理ソフト等）
- ブルドーザー、パワーショベル、その他自走式作業用機械設備
- 管理業務効率化のためのソフトウェア（クラウドサービス含む）
- 移動販売車両、宅配用車両、キッチンカー
- キッチンカーに改造するための車両（事業期間内に改造することが前提、改造費用は⑫委託・外注費で計上）

### 対象とならない×

- ×汎用性があり目的外使用になり得るもの（例：自転車、文房具等、パソコン、事務用プリンター、複合機、タブレット端末、WEBカメラ、ウェアラブル端末、PC周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・モニター・スキャナー・ルーター・ヘッドセット・イヤホン等）、電話機、家庭および一般事務用ソフトウェア、テレビ、ラジオ）
- ×既に導入しているソフトウェアの更新料
- ×商品として販売・賃貸するために購入する、仕入れる機械装置等（デモ品・見本品とする場合でも不可）
- ×単なる取替更新であって販路開拓等のための新たな取組につながらない機械装置等
- ×古い機械装置等の撤去・廃棄費用（設備処分費に該当するものを除く）
- ×船舶
- ×動植物
- ×購入した中古品の修理費用

# 令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金 補助対象経費一覧

## ②広報費

### 概要・注意事項

販路開拓等のための新たな取組を広告するパンフレット・ポスター・チラシ等の作成、広報媒体等の活用に支払われる経費

- 経営計画に基づく新たな商品・サービスの広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費は補助対象となりません。  
(商品・サービスの名称や宣伝文句が付記されていないものは補助対象となりません。)
- ウェブに関する広報については、「③ウェブサイト関連費」にて計上してください。

### 対象となる○

- チラシ、カタログの外注や発送
- 新聞、雑誌等への商品・サービスの広告
- 看板作成、設置
- 試供品（販売用商品と明確に異なるものである場合のみ）
- 販促品（商品・サービスの宣伝広告が掲載されている場合のみ）
- 郵送によるDMの発送

### 対象とならない×

- ×試供品（販売用商品と同じものを試供品として用いる場合）
- ×販促品（商品・サービスの宣伝広告の掲載がない場合）
- ×名刺
- ×商品・サービスの宣伝広告を目的としない看板、会社案内パンフレットの作成、求人広告（単なる会社の営業活動に活用されるもの）
- ×消耗品代（文房具等の事務用品等）  
（販促品・チラシ・DMを自社で内製する場合も対象外）
- ×金券・商品券
- ×未配布、未使用のチラシ等配布物
- ×補助事業期間外の広告の掲載や配布物の配布
- ×フランチャイズ本部が作製する広告物の購入
- ×商品販売のための動画作成
- ×販路開拓に必要なシステム開発

# 令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金 補助対象経費一覧

## ③ウェブサイト関連費

### 概要・注意事項

販路開拓等のための新たな取組を行うためのウェブサイトやECサイト等の構築、更新、改修、運用をするために要する経費

■ウェブサイト関連費の補助金額への計上額は、交付申請額全体の1/4を上限とします。

■交付決定後の計画変更によるウェブサイト関連費の事後の追加計上や、経費の配分変更によるウェブサイト関連費の増額変更は認められません。

■また、事業終了後に提出する実績報告の際、ウェブサイト関連費の補助金額への計上額は、最終補助金額の1/4が上限（ただし、交付決定時の計上額の範囲内）となります。

例えば、最終補助金額が50万円の場合、そのうち12.5万円までがウェブサイト関連費として計上可能です。

■ウェブサイトに関連する経費については、すべてこちらで計上してください。

### 対象となる○

- 商品販売のためのウェブサイト作成や更新
- インターネットを介したDMの発送
- インターネット広告
- バナー広告の実施
- 効果や作業内容が明確なウェブサイトのSEO対策
- 商品販売のための動画作成
- システム開発に係る経費  
(インターネットを活用するシステム、スマートフォン用アプリケーション、業務システムなど)
- SNSに係る経費

### 対象とならない×

- ×商品・サービスの宣伝広告を目的としない広告  
(単なる会社の営業活動に活用されるものとして対象外)
- ×ウェブサイトに関連するコンサルティング、アドバイス費用
- ×補助事業期間内に公開に至らなかった動画

# 令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金 補助対象経費一覧

## ④展示会等出展費

### 概要・注意事項

新たな商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）

- 展示会等の出展については、出展申込みは交付決定前でも構いませんが、請求書の発行日や出展料等の支払日が交付決定日より前となる場合は補助対象となりません。
- 補助事業期間外に開催される展示会等の経費は補助対象となりません。
- 海外展示会等の出展費用の計上にあたり外国語で記載の証拠書類等を実績報告時に提出する場合には、当該書類の記載内容を日本語で要約・説明する書類もあわせてご提出ください。
- 出展等にあたり必要な機械装置等の購入は、「①機械装置等費」に該当します。（文房具等の事務用品等の消耗品代は補助対象となりません。）
- オンライン展示会出展のために作成を行うPR動画等については広報費で計上することができます。

### 対象となる○

- 展示会出展の出展料  
（国（国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む）から一部補助を受けている場合は対象外）
- 展示会出展に関連する運搬費（レンタカー代、ガソリン代、駐車場代等は除く）
- 展示会出展に関連する通訳料・翻訳料

### 対象とならない×

- ×販売のみを目的とし、販路開拓等に繋がらないもの
- ×選考会、審査会（○○賞）等への参加・申込費用
- ×出展に際しての文房具等の事務用品等の消耗品代
- ×飲食費を含んだ商談会等参加費
- ×海外展示会の場合の、実績報告の際に提出する証拠書類の翻訳料

# 令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金 補助対象経費一覧

## ⑤旅費

### 概要・注意事項

#### 経営計画に基づく新たな取組を行うための旅費

- 補助事業計画に基づく販路開拓を行うための出張である旨を記載した出張報告の作成等により、必要性が確認できるものが補助対象となります（補助事業計画に明記されていない出張の場合は、補助対象外経費となります）。通常の営業活動に要する経費とみなされる場合は対象外となります。
- 補助対象経費は国が定める旅費の支給基準を踏まえた基準により算出します。
- 移動に要する経費については、公共交通機関を用いた最も経済的および合理的な経路により算出された実費となります。
- 海外旅費の計上にあたり外国語で記載の証拠書類を実績報告時に提出する場合には、当該書類の記載内容を日本語で要約・説明する書類もあわせてご提出ください（実績報告の際に提出する証拠書類の翻訳費用は補助対象外です）。

### 対象となる○

- 展示会への出展や、新商品生産のために必要な原材料調達の調査等に係る、宿泊施設への宿泊代
- バス運賃、電車賃、新幹線料金（指定席購入含む）
- 航空券代（燃油サーチャージ含む、エコノミークラス分の料金までが補助対象）
- 航空保険料
- 出入国税

### 対象とならない×

- ×国の支給基準の超過支出分
- ×日当
- ×ガソリン代・駐車場代・タクシー代・レンタカー代・高速道路通行料
- ×グリーン車、ビジネスクラス等の付加料金分
- ×朝食付き・温泉入浴付き 宿泊プランにおける朝食料金・入浴料相当分
- ×視察・セミナー等参加のための旅費
- ×パスポート取得料

# 令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金 補助対象経費一覧

## ⑥開発費

### 概要・注意事項

新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費

- 購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることが必要です。
- 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受け払いを明確にしておく必要があります。

### 対象となる○

- 新製品・商品の試作開発用の原材料の購入
- 新たな包装パッケージに係るデザイン費用

### 対象とならない×

- ×文房具等
- ×開発・試作した商品をそのまま販売する場合の開発費用
- ×試作開発用目的の購入で使い切らなかった材料分
- ×デザインの改良等をしない既存の包装パッケージの印刷・購入
- ×（包装パッケージの開発が完了し）実際に販売する商品・製品を包装するために印刷・購入するパッケージ分

# 令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金 補助対象経費一覧

## ⑦資料購入費

### 概要・注意事項

新たな取組に必要な不可欠な図書等を購入するために支払われる経費

- 取得単価（消費税込）が10万円未満のものに限ります。
- 購入する部数・冊数は1種類につき1部（1冊）を限度とします（同じ図書の複数購入は対象外です）。
- 中古書籍の購入は、「同等の中古書籍」の2社以上（個人は不可）からの見積（古書販売業者のネット通販サイトのコピーでも可）が提出できる場合に限り、補助対象となり得ます。

### 対象となる○

○新たな取組に必要な不可欠な図書等（税込10万円未満）

### 対象とならない×

- ×新たな取組と無関係な図書等
- ×税込10万円以上の図書等
- ×複数購入の場合の2冊目以降

# 令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金 補助対象経費一覧

## ⑧雑役務費

### 概要・注意事項

新たな取組に必要な業務・事務を補助するために、補助事業期間に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代・派遣労働者の派遣料・交通費として支払われる経費

- 実績報告の際に、作業日報や労働契約書等の提出が必要となります。作業日報や労働契約書等については詳細な説明や資料を求めることがあります。
- 臨時の雇い入れとみなされない場合（例えば、あるアルバイト従業員への支払給料を雑役務費として計上した後、当該アルバイト従業員に社会保険を適用させ正規型の従業員として雇い入れる場合等）には、補助対象となりません。
- 新たな取組以外の業務に従事させるための雇い入れも補助対象となりません。
- 補助事業計画に明記されていない経費の場合は、補助対象となりません。

### 対象となる○

- 新たな取組のために臨時的に雇うアルバイト代
- 新たな取組に従事してもらう派遣労働者の派遣料
- 新たな取組のために臨時的に雇うアルバイトの交通費

### 対象とならない×

- ×アルバイトとして雇い入れた後、当該アルバイト従業員を正規従業員として雇い入れる場合
- ×新たな取組以外の業務に従事させるための雇い入れ

# 令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金 補助対象経費一覧

## ⑨借料

### 概要・注意事項

新たな取組に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費

- 借用のための見積書、契約書等が確認できるもので、新たな取組に要する経費のみ補助対象となります。契約期間が補助事業期間を越える場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみ補助対象となります。
- 新たな取組以外にも使用するもの、通常の生産活動のために使用するものは補助対象となりません。
- 既存の事務所等に係る家賃は補助対象となりません。ただし、新たな取組の一環として新たに事務所を賃借する場合は対象となる場合があります。

### 対象となる○

- 新たな取組の一環として新たに事務所を賃借する場合の賃借料
- 新たな取組に係る新商品・新サービスのPRイベントの会場借用費用
- 新たな取組のみに必要なパソコン、タブレット PC 等のレンタル代

### 対象とならない×

- ×既存の事務所等に係る家賃
- ×新たな取組以外にも使用するもの
- ×通常の生産活動のために使用するもの

# 令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金 補助対象経費一覧

## ⑩ 専門家謝金

### 概要・注意事項

新たな取組に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費

- 補助額は、国が定める謝金の支出基準を踏まえた額となります。
- 実績報告の際に、専門家の指導を受けたことが分かる書類が必要になります。（指導を受けた際のレジュメ・指導を受けている状況の写真等）

### 対象となる○

○ 新サービス・新たな生産プロセス等の導入に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等の謝金

### 対象とならない×

× 専門家が講演する外部セミナー研修等の参加費用や受講費用等  
× 本事業への応募書類作成代行費用

# 令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金 補助対象経費一覧

## ①設備処分費

### 概要・注意事項

新たな取組を行うための作業スペースを拡大する等の目的で、事業者自身が所有する死蔵の設備機器等を廃棄・処分する、または借りていた設備機器等を返却する際に修理・原状回復するのに必要な経費

■設備処分費の補助金額への計上額は、交付申請額全体の1/2を上限とします。

■交付決定後の計画変更による設備処分費の事後の追加計上や、経費の配分変更による設備処分費の増額変更は認められません。

■また、事業終了後に提出する実績報告の際、設備処分費の補助金額への計上額は、最終補助金額の1/2が上限（ただし、申請・交付決定時の計上額の範囲内）となります。

例えば、最終補助金額が50万円の場合、そのうち25万円までが設備処分費として計上可能です。

### 対象となる○

○新たな取組を行うための作業スペースを拡大する等のための既存事業において使用していた設備機器等の解体・処分費用

○新たな取組を行うために必要な、既存事業において借りていた設備機器等の返却時の修理・原状回復費用（賃貸借契約が締結されており、使用者であることが法的に確認できることが必要）

### 対象とならない×

×既存事業における商品在庫の廃棄・処分費用

×消耗品の処分費用

×自己所有物の修繕費

×原状回復の必要がない賃貸借の設備機器等

# 令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金 補助対象経費一覧

## ⑫委託・外注費

### 概要・注意事項

上記①から⑪に該当しない経費であって、新たな取組に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）・外注するために支払われる経費（自ら実行することが困難な業務に限ります。）

- デザイン会社がデザインを外注するなど、補助事業者が事業として実施している業務、個人事業主であればホームページ等に記載の事業や法人であれば定款記載の事業等については、自ら実行することが困難な業務に含まれません。
- 委託内容、金額等が明記された契約書等を締結し、委託する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。
- 実績報告の際に成果物が分かる資料の提出が必要になります。

### 対象となる○

- 新たな取組に必要な店舗改装・バリアフリー化工事
- 新たな取組に必要な利用客向けトイレの改装工事
- 新たな取組として行う、製造・生産強化のためのガス・水道・排気工事
- 新たな取組として行う、移動販売等を目的とした車の内装・改造工事

### 対象とならない×

- ×市場調査の実施にともなう記念品代、謝礼等
- ×補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- ×補助事業で取り組む販路開拓や業務効率化に結びつかない工事（単なる店舗移転を目的とした旧店舗・新店舗の解体・建設工事、住宅兼店舗の改装工事における住宅部分、既存の事業部門の廃止にともなう設備の解体工事（設備処分費に該当するものを除く）など）
- ×「不動産の取得」に該当する工事（※）

※「建物の増築・増床」や「小規模な建物（物置等）の設置」の場合、以下の3つの要件すべてを満たすものは、補助対象外である「不動産の取得」に該当します。  
（ア）外気分断性：屋根および周壁またはこれに類するもの（三方向以上壁で囲われている等）を有し、独立して風雨をしのぐことができること。  
（イ）土地への定着性：基礎等で物理的に土地に固着していること。  
（ウ）用途性：建造物が家屋本来の目的（居住・作業・貯蔵等）を有し、その目的とする用途に供しうる一定の利用空間が形成されていること。

# 令和4年度第2回つくば市中小企業等販路拡大補助金 補助対象経費一覧

## ⑬感染防止対策費

### 概要・注意事項

新たな取組において、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策特設サイトに記載のある業種別ガイドラインに照らして実施する必要最小限の新型コロナウイルス感染症感染防止対策を行うために支払う経費

- 業種別ガイドラインの見直しにより補助対象経費が変わる可能性がありますので必ずご確認ください。
- 感染防止対策費の補助金額への計上額は、交付申請額全体の1/4を上限とします。
- 交付決定後の計画変更による感染防止対策費の事後の追加計上や、経費の配分変更による感染防止対策費の増額変更は認められません。
- また、事業終了後に提出する実績報告の際、感染防止対策費の補助金額への計上額は、最終補助金額の1/4が上限（ただし、申請・交付決定時の計上額の範囲内）となります。  
例えば、最終補助金額が50万円の場合、そのうち12.5万円までが感染防止対策費として計上可能です。

### 対象となる○

- 新たな取組を行うのに必要な消毒・除菌に係る費用
- 新たな取組を行うのに必要な換気に係る費用
- 新たな取組を行うのに必要な間接的な非接触に係る費用

### 対象とならない×

- ×新たな取組と関係のない、既存事業に係る感染防止対策